

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第5回遵守委員会会合報告書

2010年10月9-10日

台湾、台北

第5回遵守委員会会合報告書

2010年10月9-10日

台湾、台北

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会の議長であるスタン・クローザース氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎した。
2. メンバーは、参加者を紹介するとともに、開会の挨拶を簡潔に行った。参加者リストは、別紙1のとおり。

1.2. 議題の採択

3. 議題は、修正なく採択された。これは、別紙2のとおり。
4. 会合の文書リストは、別紙3のとおり。

1.3. 会議運営上の説明

5. 会合は、報告書には結果の記録のみ記載すること等議長が提案した会合の進め方に合意した。

議題項目 2. CCSBT保存管理措置の遵守

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告（国別報告書及び遵守行動計画における遵守に関連する課題）

6. 会合に提出された国別報告書及び遵守行動計画の内容に関して、集中的な議論が行われた。
7. かかる議論の後、会合は以下を含む多くの勧告を行った。
 - a) 日本のはえ縄漁業の規模が縮小していることから、他のはえ縄船団のはえ縄データの科学的使用について検討すべきであり、これら他の船団から信頼できるデータが収集される必要がある。
 - b) SBT市場の拡大、特に中国本土、台湾及び韓国における拡大に対する懸念が表明された。したがって、当該国及び主体による水揚げの管理が重要であり、データの信頼性を確保するべく、水揚げの監視及び検査を強化するためのあらゆる努力が行われるべきである。
 - c) 生態学的関連種との相互作用に関する報告、並びに IOTC 及び WCPFC 措置の遵守に関する報告を改善する必要がある。

- d) SBT を混獲する漁業を含め、オブザーバー・カバレッジの水準を改善し、それが合意済みの 10%水準を満たすよう確保する。メンバー及び協力的非加盟国は、オブザーバー・カバレッジ（漁獲量及び全鈎数又は努力量）を報告すべきである。
 - e) 物理的な検査を行うことを含め、CDS 文書に含まれる情報の確認に関する改善を行う。
 - f) 遵守行動計画には、有益な情報源が含まれている。同計画の詳細は改善され続けられるべきであり、また同計画は更新され、今後の遵守委員会の年次会合に提出されるべきである。
 - g) すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、SBT の投棄量及び投棄後の結果（生存/死亡）を、国別報告書に適切に記録し報告することを確実に行う。
 - h) 他のまぐろ種（SBT 以外）として水揚げされるまぐろの種同定を検証するための、DNA 分析のような技術の使用に関する調査を含め、他のまぐろ種の漁業及び水揚げの監視が改善されるべきである。
8. 南アフリカは、フィリピンの遵守に関する議論の概要を会合に報告した。かかる概要は、別紙 4 のとおり。

2.2. 事務局からの報告

9. 事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国（CNM）の CCSBT 管理措置の遵守について詳述した文書 CCSBT-CC/1010/04 を説明した。事務局は、CCSBT 遵守措置を事務的な観点から処理する立場にしかなく、現在の職員水準ではデータを分析することができる人材がないということが留意された。
10. 同文書には、CCSBT 措置に対する遵守の状況をまとめた表が含まれていた。措置に対する遵守の程度が極めて幅広いこと及び改善する必要があることが留意された。
11. メンバー及び CNM は、かかる文書に含まれる情報を修正する機会を与えられた。
12. データの出所が異なる状況において、メンバーがこれを比較するのに役立つよう、事務局は暦年ごと及び漁期ごとの漁獲量を翌年の報告書に含めると述べた。

2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価

13. 会合は、改善すべき分野を示す議題項目 2.1 における勧告、及び議題項目 2.2 での議論に基づく以下の勧告について留意した。
- a) メンバー及び協力的非加盟国は、改訂版 CCSBT-CC/1010/04 の別紙 A において特定されたすべての非遵守の課題を是正するための行動をより迅速に起こすべき。

- b) メンバー及び協力的非加盟国は、改善可能な遵守の分野を特定するための作業に取り組み、可能であれば、他を支援するための手段を特定すべき。
- 14. 一部のメンバー間に漁獲量の確認及び検証の程度に差異があることに対して懸念が表明された。不適切な確認作業によって遵守が行われないことで、SBT 資源を再建させるための努力が台無しになるかもしれないことが留意された。拡大委員会の場でこの課題を提起すべきこと、及び拡大委員会はこの課題を進展させるための方法及びタイミングを検討すべきことが合意された。

議題項目 3. 遵守に関するリスク評価の結果

3.1. 休会期間中の遵守に関するリスク評価作業部会からの報告

- 15. ニュージーランドは、休会期間中のリスク評価に関する作業部会の概要を提供する CCSBT-CC/1010/11 及び別紙 5 を説明した。
- 16. 会合は、リスク評価に関して広範な作業を行ったニュージーランドに対して感謝するとともに、この作業はリスク評価のためのより構造化された戦略を作り上げる上で有益な手段であることに留意した。

3.2. 勧告及び決議に関する議論

- 17. さらに会合は、全世界のみなみまぐろ漁業の特徴付けに含まれる情報の一部は、既に古いものとなっていることに留意し、事務局が最近年のデータを利用してかかる情報を更新すべきことに合意した。
- 18. 事務局長は、遵守計画案を策定し来年の遵守委員会年次会合で検討するため、議長からの助言及び支援を得つつ、かかる議論に関連した手法とともに、遵守に関するリスク評価の情報を利用すべきことが勧告された。

議題項目 4. CCSBT MCS 措置のレビュー

4.1. CDS

- 19. 事務局長は、CCSBT 漁獲証明制度の実施上の課題を報告する文書 CCSBT-CC/1010/05 を説明し、これらの課題の解決を手助けする多くの勧告を提供した。
- 20. CDS 技術作業部会が開催され、文書 CCSBT-CC/1010/08 及び CCSBT-CC/1010/09 において詳述されている課題に則して、これらの課題を議論した。CDS に関する技術作業部会からの勧告は、別紙 6 のとおり。
- 21. オーストラリアは、人工ふ化された SBT が市場に出回る可能性及び同国がこれを CDS においてどのように取り扱うかについての説明を提供した。この説明は、別紙 7 のとおり。

4.2. 転載

22. データー・マネージャーは、CCSBT 転載決議の実施状況を報告する文書 CCSBT-CC/1010/06 を説明し、会合は同文書に記載された課題をレビューした。
23. 会合は、転載物の中に SBT が含まれていることを事前に通報しないことによって、当該船舶に乗船するオブザーバーが CCSBT の義務に関する訓練を受けていない場合には、同措置の違反となる可能性があることに留意した。
24. また会合は、現行の転載決議は、SBT の漁獲量を検証するための効果的な手段とはなっていないかもしれないことに留意した。
25. 会合は、議論の結果、転載に関して以下の勧告を行った。
 - a) SBT の転載に関与するメンバー及び協力的非加盟国は、同決議の運用を改善するための作業を、特に SBT が含まれる転載を正確かつ適時に通報することに重点を置いて、実施すべきである。
 - b) SBT が含まれるかどうかをより正確に監視するためには、CCSBT の義務及び種の同定に関する訓練を受けたオブザーバーをすべての転載に乗船させることが有益だろう。事務局は、本件を IOTC 及び ICCAT に提起する。
 - c) 種の同定を行うオブザーバーを支援するため、可能であれば SBT を他のまぐろ種と分けて転載すべきである。

4.3. 船舶監視システム

26. 会合は、科学者への VMS データの提供はデータを検証するのに役立つ可能性があり、そして資源評価作業に重要であることに合意した。完全利用するためには、操業レベルのファイン・スケールデータも同時に提供されるべきであることが留意された。さらに、この件については、VMS 及び操業レベルのデータの機密性に関する義務及び所有権についての検討が必要となるであろうことも合意された。

4.4. 遵守のためのデータ共有

27. 会合では、漁場から市場までの活動を監視することによって入手したデータ及び情報をメンバー間で共有することの利点について議論した。このような種類のデータの利用は、遵守の目的のみに限定し、かつ政府内で行われるべきであることが提案された。また、本件についても拡大委員会会合で検討されるべきことが勧告された。

議題項目 5. 監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性に関するまぐろ類RFMO合同ワークショップの報告

28. 事務局長は、CCSBTに関連する分野ごとに分類した同ワークショップからの19の勧告の概要を提供した。会合は、この分類は現在の状況を反映させたという点においては正しいものであることに合意した。しかしながら、拡大委員会の期間中に状況が変わる可能性があり、事務局はそのような変更とともに、同文書を更新するよう要請された。

議題項目 6. データの機密性及び完全性

6.1. データの機密性に関する規則及び取決め

29. 事務局長は、CCSBTの機密性に関する規則及び取決め案に関するCCSBT-CC/1010/07を説明した。
30. 会合は、この機密性に関する規則及び取決め案を検討し、微修正の上採択した。別紙8の案を拡大委員会に対して勧告した。拡大委員会での検討のため、提案された3つの修正箇所には「角括弧」を付してある。

6.2. データの完全性を確保するための基準及び手続き

31. 事務局長は、この項目は主として漁獲証明制度に関連するものの、この会合用に文書を作成した時点では、わずか3か月間分のCDSデータしか届いておらず、事務局がこれらのデータを分析しデータに関する適切な基準及び手続きを検討するための機会がなかったことを説明した。
32. 会合は、CDSの基準及び仕様については、より多くのCDSデータが分析可能となる来年まで保留しておくべきであり、事務局がCC6での検討用にCDSデータの完全性を確保するための基準及びプロセス案一式を用意することに合意した。
33. 会合は、戦略計画に含まれている基準及び手続きは、CDS以外のものも対象としていることに留意した。特に、漁獲量の検査及び漁獲データの検証は、格段に重要であると考えられた。本件は、拡大委員会会合の期間中に更に議論することとされた。
34. 会合は、オーストラリアが、漁業に依存しないデータの提供に関する決議案を提出していることに留意し、修正された決議案を拡大委員会において検討するために、拡大委員会の空き時間に同国が調整役となって小規模な作業部会を開催し、本件を検討すべきことを勧告した。

議題項目 7. 将来の作業計画

35. 議題項目 3、6 及び 8 に関する勧告は、以下の分野における 2010/11 年の追加的な作業を含む一方、拡大委員会によってさらなる作業が追加されるかもしれないことが留意された。
- 事務局は、遵守に関するリスク評価に掲載されている全世界の漁業の特徴付けを更新する。
 - 事務局長及び議長は、次回の遵守委員会において検討できるよう遵守計画案を用意する。
 - メンバー（特に、オーストラリア及び日本）は、2011 年の拡大科学委員会及び遵守委員会で検討するために、休会期間中に作業を行い市場分析の手法を開発する。
 - CC6 で検討するため、CDS データの完全性を確保するための基準及びプロセス案一式を開発する。
36. ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル（HSI）は、遵守委員会に対して、ERS に関連する遵守上の課題、特に死亡の緩和は、遵守委員会の責務であるのか、又は ERSWG の責務であるのか、について拡大委員会に確認するよう要請した。会合は、かかる要請に合意した。さらに HSI は、CCSBT-CC/1010/11 で特定された現在実施されている不適切な遵守措置によって生じるリスクに対して、これを緩和するプロセスが実施されるかどうか疑問であるとした。

議題項目 8. その他の事項

37. 会合は、一部のメンバーにおける SBT の国内消費の増加及び SBT の新興市場の出現が、市場及び貿易データの分析による、報告漁獲量とメンバー以外の国及び CNM 以外の国の特定されたすべての漁獲量又は貿易量との比較の妥当性を示唆していることに留意した。
38. メンバー（特に、オーストラリア及び日本）は、休会期間中に作業を行い、CDS データ、貿易データ、及び市場に関する公表データに基づく市場分析手法を開発することに合意した。かかる休会期間中の同作業の結果は、CCSBT が将来これらのデータをどのように利用していくのかという構想とともに、2011 年の拡大科学委員会及び遵守委員会に報告されるだろう。
39. オーストラリアは、文書 CCSBT-CC/1010/BGD02 は、CCSBT において地域オブザーバー計画を導入するためのプロセスを説明するものであること、また同国は、拡大委員会に対して地域オブザーバー計画に関する同提案の要素を紹介するつもりであることを説明した。オーストラリアは、同提案に対するコメントを歓迎するとした。

議題項目 9. 閉会

9.1. 次回会合の時期

40. 委員会の付託事項において毎年の遵守委員会会合の時期が明記されており、会合はこれを変更する提案は行わなかった。

9.2. 会合報告書の採択

41. 報告書は、採択された。

9.3. 閉会

42. 会合は、2010年10月10日午後6時00分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 報告データの不一致に関する南アフリカとフィリピンとの協議のフィードバック
5. メンバー及び協力的非加盟国の CCSBT 措置の遵守状況に関する休会期間中の作業部会のまとめ
6. CCSBT 漁獲証明制度（CDS）の実施上の課題に関する CDS 技術作業部会からの勧告
7. 人工ふ化みなみまぐろ（SBT）が市場に出回る可能性に関するオーストラリアの説明
8. データの機密性に関する規則及び取決め案

参加者リスト
第 5 回遵守委員会会合

遵守委員会議長

スタン・クロザース

オーストラリア

ロンダ・ディクソン	オーストラリア交渉団団長 農業・漁業・林業省 副事務次官
アナ・ウィロック	農業・漁業・林業省 国際漁業担当
カトリーナ・フィリップス	農業・漁業・林業省 国際漁業担当
ギャビン・ベッグ	農業・漁業・林業省 農業資源経済局一地方 科学局 部長代理
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁上級部長 まぐろ・国際漁業担当
デイビッド・パワー	オーストラリア漁業管理庁 まぐろ・国際漁業担当
キャスリン・リード	持続可能性・環境・水資源・人口・地域社 会省 課長補佐 持続可能漁業担当
スコット・マーシャル・ハーバー	外務貿易省国際法課海洋法・環境法・南極 政策係
シモーナ・ティミンズ	法務省国際法室主任法律官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル 本部長

漁業主体台湾

シューリン・リン	行政院農業委員会漁業署主任
チーチャオ・リュウ	行政院農業委員会漁業署主任
チシン・ファン	行政院農業委員会漁業署専門家
イエンジュ・リン	行政院農業委員会漁業署専門家

フーファイ・チュン	行政院農業委員会漁業署
ジェンフェン・チャン	行政院農業委員会漁業署
グレッグ・G.D.リー	外務省国際機関部主任
イチ・ファン	外務省国際機関部
シャン・ピン・ワン	国立台湾海洋大学環境生物・水産科学部 準教授
ジュリア・シャンウェン・ファン	国立台湾海洋大学海事資源管理研究所 助教授
ファンチー・チャン	国立台湾大学法学教授
チンチャ・ティエン	国立台湾大学助手
ユンチー・シェ	国立台湾大学助手
ウェイヤン・リュウ	対外漁業協力発展協会事務員
アレン・ハン	対外漁業協力発展協会事務員
シューティン・チャン	対外漁業協力発展協会助手
パイ・ペン	対外漁業協力発展協会助手
ホーシン・カン	対外漁業協力発展協会助手
エンジャン・シェ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会名誉会長
インハー・リュウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会 インド洋漁船運営委員会会長
クワンティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

インドネシア

アガス・A・ブドヒマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
アンソリ・ザワウイ	海洋漁業省海洋資源・漁業取締部長秘書
アンディ・ソエスモノ	海洋漁業省多国間協力課課長補佐
アルディアンシア	海洋漁業省海洋資源・漁業取締部 協力計画室主任
マーラス	海洋漁業省計画課
ドゥイ・アガス・シスワ・プトラ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局長

日本

宮原 正典	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐

赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部遠洋課
佐野 由輝	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室 調査専門職
北野 恭央	外務省経済局漁業室
伊藤 智幸	独立行政法人水産総合研究センター 遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室長
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合課長
玄馬 功次郎	日本かつおまぐろ漁業協同組合
金澤 俊明	全国漁業協同組合連合会
村田 光範	全国漁業協同組合連合会

ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業上席分析官
マリサ・マックファーソン	外務貿易省法律顧問

大韓民国

ジャンウー・セオ	農林水産食品部国際漁業機関課長
ヒュンヌク・クオン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
オクジン・ジャン	農林水産食品部遠洋漁業課長補佐
ツァンギム・キム	国立漁業調査開発研究所上席研究官
ハーオク・ワン	国立水産物品質検査サービス水産検査官
ミンヨン・ヤン	思潮産業副部長
ヒョーサム・キム	韓国海外漁業協会部長

協力的非加盟国

フィリピン

ジル・アドラ	水産海洋資源局課長補佐
リチャード・サイ	OPRT フィリピン会長

南アフリカ

クレイグ・スミス

農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業
管理担当

スーゼン・レセク

農業・林業・漁業省 MCS 担当

オブザーバー

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ

海洋生態学及び科学技術コンサルタント

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー

事務局長

鈴木 信一

事務局次長

サイモン・モーガン

データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

第 5 回遵守委員会会合
2010 年 10 月 9-10 日
台湾、台北
議題

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会合運営上の説明
2. CCSBT 保存管理措置の遵守
 - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告（*国別報告書及び遵守行動計画における遵守に関連する課題*）
 - 2.2. 事務局からの報告
 - 2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価
3. 遵守に関するリスク評価の結果
 - 3.1. 休会期間中の遵守に関するリスク評価作業部会からの報告
 - 3.2. 勧告及び決議に関する議論
4. CCSBT MCS 措置のレビュー
 - 4.1. CDS
 - 4.2. 転載
 - 4.3. VMS
5. 監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性に関するまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの報告
6. データの機密性及び完全性
 - 6.1. データの機密性に関する規則及び取決め
 - 6.2. データの完全性を確保するための基準及び手続き
7. 将来の作業計画
8. その他の事項

9. まとめ

- 9.1. 次回会合の時期
- 9.2. 会合報告書の採択
- 9.3. 閉会

文書リスト
第 5 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/1010/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
5. (Secretariat) Implementation issues with the CCSBT Catch Documentation Scheme
6. (Secretariat) Implementation of the CCSBT Transshipment Resolution
7. (Secretariat) CCSBT Data Confidentiality Rules and Arrangements
8. (New Zealand) New Zealand comments on the operation of the Catch Documentation Scheme
9. (Australia) Australia's review of implementation issues with the Catch Documentation Scheme
10. (Australia) Draft Resolution on the Provision of Fisheries-Dependent Data to Support the Scientific Assessment of Southern Bluefin Tuna and Ecologically Related Species
11. (New Zealand) Work of the inter-sessional risk assessment working group

(CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries -)

Australia	Australia's annual review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries for the Compliance Meetings and Annual Commission
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2009 Fishing Season
Korea	Annual Review of National SBT Fisheries
New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries
Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2009/2010
European Union	European Union Report on 2009 SBT Fishery
South Africa	Annual Review of the South African SBT Fishery for the 17th Annual Meeting of the Commission
Philippines	National Report of the Philippines as a Cooperating Non-Member of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT)

(CCSBT-CC/1010/Compliance Action Plan-)

Australia	Australia's compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
Indonesia	Indonesia Compliance Action Plan
Japan	Japan Compliance Action Plan
Korea	Korea Compliance Action Plan
New Zealand	New Zealand Compliance Action Plan 2010
Taiwan	Taiwan Compliance Action Plan 2010
South Africa	South Africa's CCSBT Compliance Action Plan

(CCSBT-CC/1010/BGD)

1. (Australia) Data and information requirements for management procedure implementation (previously CCSBT-ESC/1009/13)
2. (Australia) Scoping study for the development of a CCSBT Regional Observer Program (previously CCSBT-ESC/1009/30)
3. (Australia) Japanese market update 2010 (previously CCSBT-ESC/1009/31)
4. (Japan) Analysis of age composition of southern bluefin tuna used for farming in 2009 (previously CCSBT-ESC/1009/21)
5. (Japan) Monitoring on Japanese domestic markets: 2010 update (previously CCSBT-ESC/1009/32)

(CCSBT-CC/1010/Info)

1. (Secretariat) Report of the International Workshop on Improvement, Harmonisation and Compatibility of Monitoring, Control and Surveillance Measures, including Monitoring Catches from Catching Vessels to Markets (Barcelona, June 2010)
2. (New Zealand) New Zealand action plan to ensure compliance with conservation and management measures (April 2010) (Previously CCSBT- SFMWG/1004/06)

(CCSBT-CC/1010/Rep)

1. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)
2. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)
3. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
4. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee (October 2009)
5. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
6. Report of the Fifteenth Annual Meeting of the Commission (October 2008)
7. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee (October 2008)

8. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
9. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)

報告データの不一致に関する南アフリカとフィリピンとの 協議のフィードバック

両国間の関連する文書を再調査した結果、不一致は、混獲として漁獲された少量のみなまぐろが複数回転載され、そしてフィリピン漁業・水産資源局に遅れて報告された結果によるものであることが明らかであった。フィリピンは、かかる未報告漁獲量を反映させるべく、過去の漁獲量を修正するとともに、関連する漁業会社に対して、報告遅延に関する最終警告を発出することに合意した。今後、このような不一致が生じることのないよう、フィリピンは、2011年からみなまぐろの漁獲枠を自国の船舶に配分し、自国漁船によるすべての漁獲量を CCSBT に報告する。またフィリピンは、同国の28隻の許可船舶のほとんどが大西洋及び太平洋で操業していることから、みなまぐろを一切混獲しないことも確認した。さらに、フィリピン漁業・水産資源局は、同国のはえ縄船の動向を独自に監視するべく、2010年に同国所有のVMS 基地局を設置した。南アフリカは、フィリピンによる自国漁業の管理の改善に対する積極的な姿勢に満足し、よって制裁措置を検討すべきではないと考えた。

メンバー及び協力的非加盟国の CCSBT 措置の遵守状況に関する休会期間中の作業部会のまとめ

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<p>すなわち、旗国はどのようにこのコミットメントを満たすのか？</p> <p>措置の実施は、法令に基づくもの、自主的なもの、若しくはその他の方法に基づくものか、また違反を検知する能力、違反に対し制裁措置が適用されるかなど、必要に応じて措置の実施に関する詳細を記述。</p>	<p>すなわち、このコミットメントが履行されていることを確認するために、どのような措置が実施されているか？</p> <p>どのような監視体制又はその他の方法で、水産業界が措置を遵守しているかを確認しているか？</p>
オーストラリア		
<p>TAC 及び配分（割当及び割当に対する漁獲量の報告を含む）</p>	<p>SBT 漁業管理計画（「計画」）の下で割当てられる個別譲渡可能割当（ITQ）方式の法的漁業権（SFR）を通じたアウトプット管理。毎年、CCSBT の年次会合後に、AFMA 委員会がオーストラリアの国内 SBT 漁業向けの国内 TAC を決定する。「計画」の下で、TAC は CCSBT によるオーストラリアの国別配分を超えてはならないと規定している。漁業者は、SFR に基づき、この TAC の一部を受ける資格を持つ。SFR は漁期中に取引できる。</p>	<p>すべての SFR 所有者は、日々の漁獲活動及び水揚げ量を、AFMA が規定したログブック及び漁獲処分記録（CDR）に記録しなくてはならない。すべてのログブック及び CDR は法的文書である。AFMA の許可・割当管理担当官が、利用可能な割当に対する SFR 所有者の漁獲量を監視する。</p> <p>蓄養部門：AFMA 又は AFMA を代行する政府委託機関が、「計画」の s22B に基づき、曳航用いけすから蓄養いけすに移送される SBT の計測の検証を行わなくてはならない。</p> <p>AFMA の漁業担当官は、洋上及び水揚げ港で対象漁船を確認する遵守活動を行い、並びに水産会社、魚の受取業者及び輸出機関への無作為の監査を行う。すべての SBT 受取許可所有者に対し、毎年監査が行われる。</p>
<p>データ交換に関する合意及び月別漁獲報告</p>	<p>オーストラリアは、データ交換要件に従い、CCSBT に月別漁獲報告書を提供している。</p> <p>オーストラリアは、必要なデータを期日までに事務局に提供している。</p>	<p>漁獲データは、洋上及び水揚げ港で対象漁船を確認する遵守活動、並びに水産会社、魚の受取業者及び輸出機関への無作為の監査を通じて検証される。すべての蓄養事業者に対して毎年監査が行われる。漁獲データは、科学オブザーバーによっても検証される。</p>
<p>漁船及び蓄養場の許可</p>	<p>オーストラリアは、オーストラリア船籍の漁船及びオーストラリア内の蓄養場の最新のリストを CCSBT 事務局長に提出するという要件を完全に満たしており、当該リストへの追加、削除又は修正を事務局長に知らせている。</p>	<p>SFR 登録の更新は、許可証発行プロセスを通じて行われる。CCSBT の漁獲証明制度を国内で実施することに伴い、オーストラリアは CCSBT 許可蓄養場リストに記録がない蓄養場への、又はそれらの蓄養場からの、SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を禁止する措置を導入した。すべての魚は許可された魚の受取業者が受領しなくてはならない。</p>
<p>漁船監視制度（VMS）</p>	<p>オーストラリアの連邦政府管理漁業に従事するすべて</p>	<p>すべての連邦政府管理漁船の VMS 状況は、毎日確認される。AFMA が</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	の漁船は、認定されかつ有効な VMS を搭載しなくてはならない。	VMS の不具合や非遵守の疑いを確認した際には、SFR 所有者に通知する。
転載の監視	オーストラリア SBT 漁業の全製品は、オーストラリアの港に水揚げされており、今後も変わらない予定。オーストラリア船籍の漁船が、海外の港でオーストラリアの SBT の水揚げを要請した場合には、AFMA は CCSBT 事務局長にその指定港を通知する。	該当なし。
漁獲証明制度 (CDS)	2010 年 1 月 1 日から、正確な CDS 文書を伴わない SBT は、国内販売、輸出又は輸入用として受け入れられない。CDS の要件を満たすため、SBT 漁業の SFR 所有者が提出しなくてはならない全文書が更新された。全文書に固有の番号が付けられている。発行及び受領した全文書の写しは、CCSBT 事務局に四半期ごとに提出され、電子データベースに蓄積される。	CCSBT CDS への遵守は、AFMA の「国内遵守取締方針」に基づき監視される。SFR 所有者は監査要件を満たすため、CDR 及び CCSBT CDS の全文書の写しを記入日から 5 年間保管しなくてはならない。すべての SBT 受取許可所有者に対し、毎年監査が行われる。
科学オブザーバー計画	<p>「計画」の下では、SFR 所有者は AFMA から指示を受けた際には、指定された船舶に科学オブザーバーを乗船させなくてはならない。</p> <p>蓄養部門：科学オブザーバーカバレッジの目標は、まき網（努力量）の 10%、曳航（努力量）の 10%と規定されている。</p> <p>はえ縄部門：AFMA は毎年、はえ縄漁業が SBT と遭遇する可能性が最も高い水域に、入漁規制水域（コア及びバッファゾーン）を設ける。これらの指定ゾーンで操業するはえ縄業者は、SBT の最低割当を所有していなくてはならない。オブザーバーカバレッジの要件は、所有している SBT 割当量によって異なる。最低のオブザーバーカバレッジ（努力量）は、コアゾーンで 20%、バッファゾーンで 10%と規定されている。当初の割当量に関わらず、ある漁船の割当残量が 500 キロ以下になった時点で、ゾーン指定が解除されるまで、コアゾーンにおけるオブザーバーカバレッジは 100%となる。オブザーバーが乗船していない漁船で、</p>	<p>オーストラリアの SBT 科学オブザーバー計画の主な目的は、商業漁獲の確認と、以下を行うことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日々の操業をモニターし、記録すること • 曳航のモニタリングも含め、漁獲量、努力量、非対象種の捕獲及び漁獲された SBT の行き先について観測、記録及び報告すること • 探索機器、探索方法、漁具を含む、船舶について詳細な情報を収集すること • 操業中の生物学的データを収集すること • 海洋哺乳類 • 乳類及び鳥類との相互作用や視認をすべて記録すること <p>部門ごと、期間ごとに達成された（努力量及び漁獲量に対する）実際のオブザーバーカバレッジは、生態学的関連種との相互作用の観測結果とともに、オーストラリアの国別報告書を通じて CCSBT に毎年報告される。</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	SBT の大量投棄が確認された場合には、コアゾーンで操業している全船に対し、オブザーバーカバレッジを 100%とする。	
生態学的関連種 (ERS) に関する勧告	2005 年東部マグロ・カジキ漁業管理計画、2005 年西部マグロ・カジキ漁業管理計画、及び 2006 年沖合はえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲 (又は混獲) の脅威削減計画 (TAP) の下、オーストラリアは、ERS 種を漁業から保護する目的で IOTC 及び WCPFC が採択した現行のすべての拘束力のある措置及び勧告された措置を遵守している。オーストラリアの「東部マグロ・カジキ漁業海亀混獲回避計画」は、WCPFC から承認された。	SFR 所有者は、該当するログブック又は CDR に、ERS との相互作用をすべて記録することになっている。ERS との相互作用及び回避装置の配備は、科学オブザーバーによっても記録される。また、ERS に関わる勧告への遵守状況については、AFMA 漁業担当官による洋上活動を通じても監視される。
日本		
TAC 及び配分 (割当及び割当に対する漁獲量の報告を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 漁業許可 ➢ 個別割当 ➢ RTMP (リアルタイム・モニタリングプログラム) を通じたリアルタイムな漁獲報告 ➢ ログブックの提出 ➢ すべての丸の SBT への標識装着 ➢ 国内 8 港を水揚げ港として指定、海外の港を含むその他の港での水揚げ禁止 ➢ 水揚げ・転載前の関連文書の提出 ➢ 違法に漁獲された SBT の所持及び販売の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府職員による水揚げの全量検査 ➢ 築地市場における毎月のモニタリング ➢ CCSBT 漁獲証明制度の実施 ➢ 政府職員による提出されたログブックの検証 ➢ 政府職員による水揚げ・転載時に提出された文書の検証
データ交換に関する合意及び月別漁獲報告	<ul style="list-style-type: none"> ➢ RTMP (リアルタイム・モニタリングプログラム) によるリアルタイムな漁獲報告 ➢ ログブックの提出 ➢ 科学オブザーバーの配船 (2010 年のカバレッジは 10%) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府職員による提出されたログブックの検証 ➢ 政府職員による水揚げ全量検査
漁船及び蓄養場の許可	<ul style="list-style-type: none"> ➢ すべての SBT 漁船は政府の登録が必要 (政府はこの情報を CCSBT に提出) ➢ 現在、日本では SBT の蓄養は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5 年ごとに漁業許可の検査及び更新 ➢ 違反の軽重に応じて罰則を科し、最も重い場合は許可の取消し
VMS	<ul style="list-style-type: none"> ➢ SBT 漁船を含むすべての大型漁船は、国内法に基づき VMS を搭載している (VMS が故障した際には、ファックスにて報告しなければならない) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府による VMS データの監視

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
転載の監視	<ul style="list-style-type: none"> ➢ SBT の転載前に許可を受けなくてはならない ➢ 転載の前後に、SBT の重量及び関連データを報告しなくてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府職員による提出された書類の検証 ➢ 政府職員による水揚げ全量検査
CDS	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2010 年 1 月 1 日より CDS を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水揚げ検査後、政府職員によるすべての CDS 文書の確認 ➢ 無作為の DNA 試験 ➢ 輸入業者は、標識番号、製品サイズ及び重量など、輸入 SBT 製品の標識情報を提出しなくてはならない
科学オブザーバー計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 科学オブザーバーの乗船（2010 年のカバレッジは 10%） ➢ すべての科学オブザーバーの訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府によるオブザーバー計画及びオブザーバーカバレッジのモニタリング ➢ オブザーバーから得たデータの分析
ERS に関する勧告	<ul style="list-style-type: none"> ➢ FAO 国際行動計画に基づく海鳥及びサメに関する国内行動計画の策定及び実施 ➢ 混獲されたサメに対する標識放流 ➢ FAO 海亀ガイドラインの実施 ➢ IOTC 及び WCPFC で採択された措置を含め、海鳥の混獲回避措置を CCSBT の混獲に関する勧告に従って実施（夜間投縄、トリポール、加重縄、染色餌、残渣管理などの組み合わせ） ➢ 10 日ごとの混獲報告 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 科学オブザーバーを通じたものも含め、混獲データの収集
台湾		
TAC 及び配分（割当及び割当に対する漁獲量の報告を含む）	<p>CCSBT の年次会合後、台湾の漁業署（FA）が SBT の国別割当を台湾漁船に配分する。SBT は 2 つの部門に配分される。</p> <p>1) 季節的に SBT を対象とする船舶：各船に個別割当が配分される</p> <p>2) 混獲船：船舶は混獲の登録及び許可が必要。各船の混獲量は 1 トン以下（えらはら抜き）</p> <p>個別割当に達した漁船は、SBT を対象とした操業を中止し、漁場を離れなくてはならない。偶発的にさらに SBT を漁獲した場合には、放流/投棄しなくてはならず、その数量を漁獲報告様式に記録する。個別割当に違反した漁船には罰則が科せられる。</p>	<p>漁獲したすべての SBT に CCSBT の標識を装着し、個々の重量・体長を測定し、漁獲標識様式に記録しなくてはならない。漁業者は、SBT を漁獲したら、会社に上記の情報を毎日報告しなくてはならない。この情報は FA に週ごとに提出される。</p> <p>FA の担当官は、週別報告書、転載申告書（IOTC 又は ICCAT の地域オブザーバーによる検査）、漁獲標識様式、漁獲モニタリング様式（IOTC 若しくは ICCAT の地域オブザーバー、又は FA 職員が海外/国内の港で検査）を各漁船の個別割当と照合し、違反又は不一致がないかを確認する。</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
データ交換に関する合意及び月次の漁獲報告	<p>台湾の国内規則に基づき、漁業者は船内に保管しているログブックに漁獲量、努力量のデータを記録する。漁船が入港又は港で水揚げした際に、ログブックをFAに提出する。これらのデータは集計され、データ検証のため、週別報告書、オブザーバーデータ、VMS及びその他商業データと照合される。FAは、CCSBTが採択したデータ交換要件に従い、漁獲及び努力データを事務局に提出する。</p> <p>FAは、週別報告書も集計し、CCSBT 事務局長に月別漁獲報告書を提出する。</p>	<p>台湾は、2002年に科学オブザーバー計画を設置した。オブザーバーは、漁獲及び努力データを記録し、これらは漁業者が提出するログブックのデータを検証するために使用される。2009年4月1日から、運搬船によるすべてのSBTの洋上転載をIOTC及びICCATの地域オブザーバーが監視することとなった。</p> <p>2010年から、海外の港で転載又は国内の港で水揚げされるすべてのSBTについて、FA職員による検査が行われるようになった。</p>
漁船及び蓄養場の許可	<p>毎年、CCSBT年次会合の後、FAは国内規則のレビューを行い、SBT漁業許可船の隻数を決定し、CCSBTが採択した国別配分に基づき、これらの漁船の個別割当を決定する。その後、FAは毎年、事務局長に許可船リストを提出する。</p>	<p>SBT漁獲を許可されたすべての漁船は、出港及び帰港後7日以内にFAに報告しなくてはならない。SBT漁業許可船がポートルイス又はケープタウンに入港した際には、FA職員による検査を受ける。</p>
VMS	<p>SBT漁獲を許可されたすべての漁船は、衛星通信のVMSを搭載し、4時間ごとに自動位置報告を送信しなくてはならない。</p>	<p>VMSは、常時作動させておかななくてはならない。漁船が入港した際も、FAがVMSの停止を許可しない限り、作動させておかななくてはならない。VMSは、対外漁業発展協会及びFAによって毎日監視される。</p>
転載の監視	<p>台湾は、ICCAT及びIOTCの地域オブザーバー計画に参加している。SBTの洋上転載を含む、すべての漁獲がオブザーバーにより監視される。</p> <p>2010年3月以降、台湾は台湾船によるSBT転載用に海外の2港を指定した（ポートルイス及びケープタウン）。ポートルイス及びケープタウンに駐留する政府職員は、すべてのSBT漁獲を検査する責任を持つ。政府職員の検査を受けていない漁獲物に対しては、漁獲証明書の確認が行われない。</p>	<p>SBTの漁獲を許可された漁船の船長又は船主は、転載が行われる24時間前までに関連情報をFAに通知しなくてはならない。転載後、船長は転載申告書を記入し、24時間以内にFAに送信しなくてはならない。FAは、この情報を漁船が提出した週別報告書と照合する。</p>
CDS	<p>規則により、漁獲された各SBTにCCSBTの標識を装着し、個々の重量と体長を測定して漁獲標識様式に記録することとなった。漁業者は、SBTを漁獲したら、会社に上記の情報を毎日報告しなくてはならない。この情報はFAに週ごとに提出される。</p>	<p>2010年3月に、台湾は台湾船によるSBT転載用に海外の2港を指定した（ポートルイス及びケープタウン）。ポートルイス及びケープタウンに駐留する政府職員は、すべてのSBT漁獲を検査する責任を持つ。国内消費のSBTについては、すべての運搬船、コンテナ及びSBT漁船がFA職員の検査を受けるよう要請されている。</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<p>オブザーバー又は FA 職員が情報の不一致や不完全な文書を見つけた場合、漁獲標識様式及び/又は漁獲モニタリング様式は確認されない。船長及び/又は船主は、罰則も受ける。</p>	<p>SBT の洋上転載は、オブザーバーによって監視される。</p>
<p>科学オブザーバー計画</p>	<p>SBT の漁獲を許可されたすべての漁船は、規則に従い、FA が配乗させるオブザーバーを受け入れなくてはならない。オブザーバーの乗船に同意しない漁船には、罰則が科せられる。</p> <p>FA は毎年オブザーバー訓練計画を実施しており、データ収集・記録、種の同定、生物学的サンプリングなどについて、関係分野の学者/専門家にオブザーバー訓練を委託している。</p>	<p>科学オブザーバーは、独自に漁獲及び努力データを毎日収集・記録し、FA に週ごとに報告する。報告内容に疑問がある場合、FA はオブザーバーに確認を要請する。データの質を確保するため、FA はオブザーバーが航海から戻った後の報告も要請している。</p>
<p>ERS に関する勧告</p>	<p>ICCAT、WCPFC 及び IOTC が採択した ERS 回避措置に関する勧告に基づき、台湾は南緯 25 度以南で操業する SBT 漁船に対して、少なくとも 2 つの海鳥回避措置を採用するよう規定した。台湾はまた、サメの混獲についても以下の規制を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サメを生きたまま捕獲した場合は、放流し漁獲報告様式に記録する ● サメの重量の 5% を超えるヒレを船内に保持してはならない <p>さらに台湾は、公海で操業する漁船に対し、偶発的に捕獲された海亀を適切に可能な限り生きたまま放流できるよう、たも網、デフッカー、ライン・カッターなど、必要な器具を航海期間中又は操業期間中に船上維持するよう規定している。また、海亀が誤って飲み込むことのないよう、いかなるプラスチックのゴミも海洋に投棄しないよう規定している。さらに、台湾は海亀の混獲を回避するため、漁業者にサークルフックの使用を奨励する措置を採択している。</p>	<p>海外に駐留する FA 職員が、トリラインなどのすべての回避措置の検査を行う。台湾のオブザーバーが収集した混獲データ/情報は集計され、ERS に対する漁業の影響を評価及び分析するために使用される。</p>
<p>ニュージーランド</p>		
<p>TAC 及び配分（割当及び割当</p>	<p>SBT 商業漁業は、ニュージーランド漁獲割当管理制度</p>	<p>すべての漁船のオペレーターは、操業の行われた各日について日別報告</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
<p>に対する漁獲量の報告を含む)</p>	<p>(QMS) の下で管理されており、漁業者は割当として示される資源に対する取引可能な所有権が与えられる。商業漁獲総漁獲可能量 (TACC) の比率が、割当配分の価値となる。CCSBT における国別配分をベースに、QMS 下の総漁獲可能量 (TAC) が設定される。</p> <p>TAC とは、商業漁業、伝統マオリ漁業、遊漁その他漁業関連死亡のすべてを含む SBT 総漁獲可能量である。伝統マオリ漁業、遊漁、その他の漁業関連死亡を除いた残りが、商業漁獲に与えられ、これが年間の TACC として設定される。</p> <p>ニュージーランドは、割当を超える漁獲については罰則 (みなし価値と呼ばれる) を科している。割当に対する漁獲量は、月別にモニターされ、罰則は年間を通じて処理される。</p>	<p>書を記入しなくてはならない。まぐろはえ縄船は、各操業情報を、操業終了後、直ちに、まぐろはえ縄漁獲努力量報告書に記録しなくてはならない。</p> <p>2010 年 10 月からアマチュア用船義務報告を、主な遊魚水域を含めた地域に導入する。全地域を対象とした完全な SBT 報告は、2012 年 10 月 1 日から開始される。これは、現在の遊漁用船による SBT 漁獲の自主報告に関する取決めにとって代わるものとなる。</p>
<p>データ交換に関する合意及び月別漁獲報告</p>	<p>すべての漁船のオペレーターは、操業が行われた各日について、日別報告書を記入しなくてはならない。まぐろはえ縄漁船は、各操業の情報を操業終了直後にまぐろはえ縄漁獲努力報告書に記録しなくてはならない。この報告書は、航海終了後の翌月 15 日までに提出しなくてはならず、現在は郵便で提出されている。</p>	<p>提出された報告書に対し、まずは誤りがありそうかどうかの確認テストが行われる。早期の段階で誤りの可能性が確認された時には、多くの場合、漁業者にさらなる情報を求める。</p> <p>報告書は、不一致の有無を確認するため、漁業省により、報告書そのものの分析及び他の種類の報告書との照合による分析を通じて検証される。例えば、漁業者と魚の受取業者からの情報を比較する。漁獲時から市場までのサプライチェーンの各段階で、漁業省の職員による各種検査が行われ、報告書の完全性と正確さの検証が行われる。</p>
<p>漁船及び蓄養場の許可</p>	<p>ニュージーランド水域で操業するすべての漁船は、登録が必要。</p> <p>ニュージーランドは、現在 SBT の蓄養を行っていない。</p>	<p>モニタリング及び検査により、ニュージーランド水域で操業する漁船が有効な許可を所有していることが確認される。</p> <p>みなし価値の処罰 (割当超過に対し科せられる) を支払わなかった場合には、許可が取消されることもある。</p>
<p>VMS</p>	<p>ニュージーランドの法令に基づき、下記の種類の船舶は、自動位置通信機を搭載し、常時作動させ、ニュージーランド VMS に報告することが義務付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全長 28m を超えるすべてのニュージーランド船舶 	<p>VMS 情報は、漁業省により監視及び分析される。漁獲努力量の報告を確認するため、漁業者からの報告と照合し、不一致の分析が行われる。</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<ul style="list-style-type: none"> ● ニュージーランド水域での操業登録のあるすべての外国用船 ● ニュージーランド水域外で操業するすべての、ニュージーランドに船籍を有する船舶及びニュージーランドに登録している船舶 ● ニュージーランド水域で操業する外国の許可を持つすべての船舶 ● 特定のハイリスク漁業に携わる船舶 <p>CCSBT の VMS 決議に基づき、ニュージーランド EEZ 外の中西部太平洋において高度回遊性魚種を対象とした操業を行うニュージーランド船は、NZ の VMS に加え、WCPFC の VMS にも報告する。</p>	
転載の監視	転載は、ほとんど行われておらず、SBT については今までに許可が発行されたことはない。ニュージーランドは現在、事務局に通知する運搬船を有していない。	ニュージーランド籍の船舶による公海又はニュージーランド水域内における転載は、漁業省からの特別事前許可を必要とする。そのような転載は、オブザーバー又は漁業担当官により監視され、転載の数量を正確に確認するための厳しい条件が課せられている。オブザーバー/漁業担当官の監視要件のほか、通知義務、VMS モニタリング、さらには後日、水揚げ報告書 (landing returns) と照合できるように、適切な文書の記入が義務付けられている。
CDS	ニュージーランドは、2010 年 1 月 1 日に CDS を実施した。したがって、現在ニュージーランド水域で漁獲されたすべての SBT について、標識を装着し、適切な CDS 文書を記入することが義務付けられている。	水揚げは、許可を受けた魚の受取業者を通じて行われなくてはならない。許可を受けた魚の受取業者は、漁獲モニタリング様式を記入しなくてはならない。ニュージーランドは、CDS 文書を確認する権限を第 3 者に委任している。この許可委任制度は、ニュージーランド政府教育資質局の下で設置されたものである。漁業省以外の人員は、文書の確認ができるよう訓練を受け、資格を得る。権限を付与された確認者は、漁業省の指示及び権限の下で業務を遂行する。記入済みの漁獲モニタリング様式は、他の国内報告要件に準じ、翌月 15 日までに提出される。 CDS 様式は、漁業省漁業担当官による定期検査の一環でも検査される。
科学オブザーバー計画	2009 年のオブザーバーカバレッジは、以下のとおり。 ニュージーランド用船船団： 観測された努力量- 82%、観測された漁獲量- 89%	オブザーバーデータと商業漁業者が提出した情報の不一致の分析は、現在のところ、必要に応じて個別に行われているが、漁業省では近い将来、この分析を（あらかじめ決定したアルゴリズムを使用して）自動化することを検討している。

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<p>ニュージーランド国内船団： 観測された努力量- 10%、観測された漁獲量- 10%</p> <p>オブザーバーカバレッジの目標レベルは、リスクや国際的な義務（例：CCSBT オブザーバー計画基準）などの一連の基準を下に、年間のオブザーバー計画で設定される。ニュージーランドは、SBT 漁業について高いカバレッジを達成しようとしている。</p>	<p>漁業省の漁業担当官はまた、必要に応じて優先事項やリスク評価に準じて、航海前にオブザーバーへの説明及び/又は航海後のオブザーバーからの報告聴取を行っている。漁業担当官による正式な報告聴取が行われない場合には、所定の報告書が提出される。</p>
ERS に関する勧告	<p>ニュージーランドは、2004 年に海鳥に関する国内行動計画（NPOA-Seabirds）を採択し、現在同計画のレビューと更新を行っている。サメに関する国内行動計画（NPOA-Sharks）は 2008 年に採択した。ニュージーランドは、適宜 FAO の海亀に関するガイドラインを実施している。</p> <p>海鳥に関する WCPFC の合意は、ニュージーランド水域では規則の下で、その他の公海水域では許可の制限条件の下で適用されている。表層はえ縄船には、海亀の混獲回避装置が与えられる。主な高度回遊性サメ種については、WCPFC の措置に基づき、漁獲制限が設けられており、公海での漁業許可の制限条件には EEZ 外でのヒレ切りに関する条項も含まれている。</p> <p>ERS との相互作用に関するデータは、2009 年の生態学的関連種作業部会に報告された。また、その後合意されたとおり、同データは 2010 年の遵守委員会及び拡大委員会への報告書にも含まれた。</p>	<p>オブザーバーは、サメ、海鳥及び海洋哺乳類を含む、すべての魚以外の混獲情報を収集する。その情報には、体長、重量、性別その他生物学的データに加え、使用されている回避手法や海鳥の有無などの観測も含まれる。</p>
韓国		
TAC 及び配分（割当及び割当に対する漁獲量の報告を含む）	<p>政府は国別漁獲制限を 4 社に配分し、当該 4 社は自らの配分をそれぞれの漁船に均等に割当てる。</p> <p>すべての漁船は、割当の 90%を消化するまでの期間、農林水産食品部（MIFAFF）に月別漁獲報告書を提出する。90%に達した後は、10 日ごとに漁獲報告を行</p>	<p>MIMAFF の職員が、各漁船の割当に対する漁獲量を記録する。漁獲証明書を発行する当局が各漁船の割当を確認し、割当を超過する漁獲がないことを確認する。漁獲証明書の漁獲量が割当を超過している場合には、当局は文書の発行を拒否し、漁船の船主は IUU 漁業に従事したとみなされる。</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<p>う。98%に達したら、漁船は MIFAFF に毎日報告しなくてはならない。漁獲制限に達したら、漁船は SBT 操業を停止し、他の漁場に移動する。</p>	<p>政府職員は、港で SBT の水揚げ検査を行い、報告漁獲量と実際の水揚げ量が一致していることを確認する。</p> <p>国立漁業調査開発研究所が、ログブックを検査し検証を行う。</p>
<p>データ交換に関する合意及び月別漁獲報告</p>	<p>韓国はデータ交換要件を満たすよう、月別漁獲データを CCSBT に提出している。</p>	<p>報告漁獲量の検証は、乗船オブザーバーを通じて、又はログブック及び CDS 文書の照合を通じて行う。</p>
<p>漁船及び蓄養場の許可</p>	<p>韓国政府は、SBT 漁業を含む遠洋漁業に対し漁業許可を発行する。</p> <p>韓国は、SBT の蓄養を行っていない。</p>	<p>漁業許可の検査及び更新は 5 年ごとに行われる。ある漁船が関連する法律に違反したことが発覚した場合、漁業許可は取消し又は一時停止となる。</p>
<p>VMS</p>	<p>遠洋漁業に従事するすべての漁船は、認定されかつ有効な VMS を搭載しなくてはならない。</p>	<p>公海上の全漁船の VMS 状況は、韓国政府 (MIFAFF) により毎日モニターされる。</p>
<p>転載の監視</p>	<p>洋上で転載されるすべての SBT は、転載オブザーバー及び運搬船の船長による監査が行われる。港での転載は、港にいるオブザーバー、関連当局の検査官、又は転載オブザーバーによって検査される。</p>	<p>漁船の船長又は船主は、会社及び遠洋漁業協会を通じて、転載の 2 週間前及び 15 日後に転載の計画と結果を MIFAFF に報告する。</p>
<p>CDS</p>	<p>2010 年 1 月 1 日以降、すべての SBT について、輸出、輸入及び/又は国内港への水揚げの際に、正確な CDS 文書が添付されなくてはならない。</p>	<p>国立水産物品質検査サービス (NFIS) が、CDS 文書を発行する。NFIS は、各漁船の漁獲制限内の漁獲物について CDS 文書を発行する。</p>
<p>科学オブザーバー計画</p>	<p>韓国は、漁獲及び生物学的データを船上で収集するため、科学オブザーバーを乗船させている。オブザーバーは、各社持ち回りベースで乗船する。</p> <p>NFRDI が、オブザーバーの訓練、配乗、オブザーバー・ガイドラインの提示なども含め、科学オブザーバー計画を実施している。</p> <p>韓国は、10%以上のオブザーバーカバレッジを維持している。</p>	<p>NFRDI が、遠洋漁業統計制度に基づき報告聴取を行う。</p>
<p>ERS に関する勧告</p>	<p>韓国は、FAO の国際行動計画に基づき、海鳥及びサメに関する国内行動計画を策定した。</p> <p>配乗される科学オブザーバーは、混獲種及び ERS 種の種組成、サメのヒレの比率、損傷具合などの情報を収</p>	<p>すべての漁船は、ガイドラインに従い、NFRDI が配布する混獲ログブックに、ERS との相互作用をすべて記録しなくてはならない。科学オブザーバーは、船内の回避措置の配備状況を検査し、混獲ログブックの記録を確認する。</p>

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	集する。韓国は、漁業から ERS 種を保護する目的で IOTC 及び WCPFC が採択した拘束力を持つ措置及び勧告された措置すべてを遵守している。	
欧州連合		
総論	<p>EU 諸国は、各船団の活動が他の船団の機会に影響を及ぼすことをかんがみ、共通漁業政策（CFP）を通じて、共同で漁業を管理していくことを決定した。この政策は、欧州において活発かつ持続可能な水産業を実現するための一連の措置をまとめたものである。</p> <p>一般論として、海洋生物資源の保存は EU の排他的権限（EU 機能条約 3.1.d 条）であるのに対し、漁業政策のその他の側面は加盟国との共有の権限となっている（例：加盟国は EU 法を執行する責任を持つ）。</p> <p>共通漁業政策の基礎となっているのは、当分野における EU の行動に関する全般的枠組を設定した理事会規則（EC）第 2371/2002 号（2002 年 12 月 20 日）－共通漁業政策の下での水産資源の保存及び持続的利用である。</p>	<p>欧州連合では、漁業分野の<u>法律の採択</u>は欧州議員（理事会及び議会）の排他的権限となっている。「規則」として採択された法律は、国の管轄に移転することなく、加盟国に直接適用される。</p> <p><u>漁業の管理</u>は、欧州機関（European Institutions）と加盟国（旗国）間の共有の権限下にある。加盟国は、法の執行、自国籍船舶の管理、港の確認、データの収集、制裁の適用などの責任を担う。さらに、欧州委員会にデータ、報告書、CDS などを送信し、法の執行状況を報告しなくてはならない。</p> <p>法の執行権限は加盟国にあり、欧州委員会は直接関わらない。その代わりに、欧州委員会は加盟国が法律を適切に執行しているかを確認し、執行されていない場合には制裁を加える。</p> <p>漁業規則及び管理制度は EU レベルで合意されるが、EU 各国の当局及び検査官により実施される。</p> <p>より密接な協力を促し、ベスト・プラクティスが共有されるよう、共同体漁業管理機関（CFCA）では合同管理キャンペーンを実施し、EU 各国の検査官の共同作業を促している。欧州委員会には独自の検査官がおり、彼らは各国の EU 規則の執行状況を確認するため、何時でも各国の関連当局を訪れることができる。しかし、個別の漁業者の活動は検査しない。</p> <p>ある国の当局が漁業規則を適正に執行していないことを欧州委員会が確認した場合には、以下の措置が取られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず、協議を通じて問題を解決しようとする ○ 場合によっては、問題が解決するまで一時的に欧州漁業基金からの資金を差し止める ○ 漁獲割当を超過した場合には、将来の漁獲割当から差し引く ○ 極端な場合には、委員会は当該加盟国を EU 司法裁判所に提訴する

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
		<p>ことができる</p> <p>権利と義務は各理事会規則に明確に記されている。さらに、EU 漁船の義務、管理及び制裁については、理事会規則 (EU) 第 1224/2009 号 – EU 船籍の船舶の管理及びモニタリングに関するすべての一般条項を含む管理規則に詳述されている。</p>
<p>TAC 及び配分 (割当及び割当に対する漁獲量の報告を含む)</p>	<p>加盟国間のTAC配分は、理事会規則を通じて毎年決定される (公布後は全加盟国に対し直接拘束力を持つ)。加盟国は、それぞれの配分を適切と思われる形で漁船に配分することができる。</p> <p>各加盟国は、自国籍の船舶を記録した漁船登録を保持している。漁業許可、すなわち、国別漁獲割当の配分を受けるためには、登録が必須である。</p> <p>理事会規則 (EU) 第53/2010号 (2010年1月14日) – EU水域及び漁獲制限を必要とする水域で操業するEU漁船に適用される、特定魚種及び魚种群についての2010年の漁獲機会の設定</p> <p>CCSBTの下でのEUの漁獲割当は、上記の規則のANNEX IGに含まれている。</p>	
<p>データ交換に関する合意及び月別漁獲報告</p>	<p>理事会規則 (EU) 第 1224/2009 号 – EU 船籍の漁船の管理及びモニタリングに関するすべての一般条項を含む管理規則</p> <p>漁船はログブックを維持し、国の当局に定期的に漁獲データを送信することが義務付けられている。各加盟国は、上記の規則により、報告データを集計し、欧州委員会に送信する 1 機関を指名しなければならない。</p>	
<p>漁船及び蓄養場の許可</p>	<p>漁船及び蓄養場の登録は、欧州連合の国レベルで規制</p>	

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<p>される。</p> <p>加盟国は、国際法に準じ、さらに EU 法への遵守が確保できる限りにおいて、自国のルールや手法を自由に設定しても良い。</p>	
VMS	<p>理事会規則 (EU) 第 2244/2003 号—衛星ベースの漁船モニタリングシステムに関する詳細条項の設定</p> <p>2005 年 1 月 1 日以降、全長 15m を超える漁船には VMS の搭載が義務付けられた。VMS の対象となる共同体の漁船は、正常に作動する衛星追跡装置を船内に搭載せずに出港してはならない。</p>	
転載の監視	<p>不正な漁獲活動のリスクを最小化するため、転載は規制されている。</p> <p>EU 内 (EU 船籍) : 理事会規則 (EU) 第 1224/2009 号—EU 船籍の漁船の管理とモニタリングに関するすべての一般条項を含む管理規則</p> <p>EU 内 (EU 船籍) ならびに EU 外 (EU 以外の船籍の漁船で製品の仕向地が EU 市場) の双方 : 理事会規則 (EC) 第 1005/2008 号 (2008 年 9 月 29 日) —IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶する共同体制度の確立</p>	
CDS	<p>理事会規則 (EC) 第1005/2008号 (2008年9月29日) —違法・無報告・無規制の漁業を防止、抑止及び廃絶する共同体制度の確立</p> <p>委員会規則 (EC) 第1010/2009号 (2009年10月22日) —違法・無報告・無規制の漁業を防止、抑止及び廃絶する共同体制度を確立した理事会規則 (EC) 第1005/2008号 (2008年9月29日) の実施規則</p> <p>CDSの設置と実施に関わる条項は理事会規則第1005/2008号に、実施規則は委員会規則第1010/2009号</p>	

CCSBT が採択した行動	介入	介入の効果を確保するための MCS 取決め
	<p>に含まれている。特に「当規則に定められている要件に遵守していると認められた漁獲文書及びその他関連文書で、地域漁業管理機関（RFMO）の採択した漁獲証明制度に基づき確認された文書は、EU法に適合した漁獲証明書として受け入れられる」。</p>	
<p>科学オブザーバー計画</p>	<p>理事会規則（EU）第 1224/2009 号 - EU 船籍の漁船の管理及びモニタリングに関するすべての一般条項を含む管理規則</p> <p>EU の枠組には科学オブザーバー計画に関する法律はない。これらは通常、RFMO の勧告に準じて個別に制定される。</p> <p>EU の法律（上記参照）は、管理オブザーバー制度に重点を置いている。配乗された管理オブザーバーは、漁船が共通漁業政策の規則を遵守していることを検証する。オブザーバーは、オブザーバー制度のすべての任務を実施し、特に漁船の活動及び関連文書の検証及び記録を行う。</p>	
<p>ERS に関する勧告</p>	<p>生態学的関連種の保護については、EU のいくつかの法的文書で網羅されている。目的は、漁業による生態学的関連種を含む海洋生態系への影響をできるだけ軽減することである。</p> <p>理事会規則（EC）第 1288/2009 号（2009 年 11 月 27 日） - 2010 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの移行期技術措置の設置</p> <p>委員会規則（EC）第 517/2008 号（2008 年 6 月 10 日） - 網目サイズの決定及び網糸の太さを評価する理事会規則（EC）850/98 号の実施規則</p> <p>理事会規則（EC）第 850/98 号（1998 年 3 月 30 日） - 若齢海洋生物を保護するための技術的措置による水産資源の保存</p>	

CCSBT 漁獲証明制度（CDS）の実施上の課題に関する CDS 技術作業部会からの勧告

技術作業部会は、文書 CCSBT-CC/1010/04, 08 and 09 によって提起された CDS の実施上課題について検討した。検討の末に出された勧告は、以下のとおり。これらの課題に関する背景は、当該 3 つの文書で確認できる。

(1) 転載後国内で水揚げされる SBT の確認に関する抜け穴

この課題に関する勧告は合意されていないが、技術作業部会は CDS 決議における転載の確認に関する要件について、以下のとおり想起した。

- (i) 洋上又は港で転載され国産品として水揚げされる場合：漁獲/収穫の部の確認は、水揚げの際に実施する。
- (ii) 洋上で転載され、その後輸出される場合：漁獲/収穫の部は確認されないが、市場国に輸入される前に、輸出の部が確認されなければならない（また、転載オブザーバーは、様式に署名する）。
- (iii) 港で転載され、その後輸出される場合：市場国に輸入される前に、漁獲/収穫の部及び輸出の部の両方が確認されなければならない。

(2) メンバー以外（及び CNM 以外）による再輸出書類の確認に関する検討

メンバー及び CNM だけで確認するという要件は、国産品の水揚げ及び輸出（再輸出を含まない）に限定すべきことが合意された。協力的非加盟国でない国は、再輸出の確認を行うことが認められるべきである。これは、5.1.3 を以下のように 2 つのパラグラフに分けることで実現できる。

5.1.3 「すべての SBT の輸出 ~~又は再輸出~~ については、輸出 ~~又は再輸出~~ するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。 └

5.1.4 「すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員」

「OSEC」という略語は、「CDS に協力するその他の国/漁業主体」を意味する。この略語は、決議中で初めて使用される際に定義を記述する（パラグラフ 1.2—後で参照のこと）。さらに、最初に使用される際には、決議に以下の内容の脚注を追加する：「用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」は、この決議において「OSEC」と略し、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいう。」

そして、以下のとおり、REEF の記入要領の脚注を修正することで可能になる：

「政府職員は、文書に記載されている SBT を輸出する国/漁業主体の権限有る当局の職員又はそれによって委任されたものでなければならない。委任を行うメンバー ~~又は、~~ 協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。」

また、確認の詳細を提供することを確実にし、OCSE による適切なレベルの協力を要求するために、CDS 決議のパラグラフ 1.2, 1.6, 1.7, 3.6, 5.2, 5.3, 5.4, 5.5, 5.6, 5.7, 6.1, 7.3, 7.7, 8.1 及び 8.2 においても、次のように、同様の修正を加えること：

「メンバー又は、協力的非加盟国又はOCSE...」

(3) CDS文書の確認権限の委任に対する懸念

この課題に関する勧告は、合意されていない。

(4) 一元管理化標識の問題点

事務局は、台湾及びインドネシアが経験した標識の問題点に関して、彼らと連絡を取り合うことが合意された。そして事務局は、この課題について製造業者と話し合い、どのような解決方法が考えられるか判断するべきである。

(5) 標識番号に「漁業年の識別子」を含める要件についての問題点

メンバー及び協力的非加盟国は、自国の標識に表記する「漁業年の識別子」に、自国の「漁期」又は「暦年」のどちらを用いるか、事務局に通知することが合意された。この通知は、2010年10月31日までになされるべきである。

(6) オーストラリアの標識（日本提案）

オーストラリア及び日本は、二国間協議を行い、オーストラリアの標識をSBTに装着するための適切な部位を検討する。

(7) CCSBT許可蓄養場記録の中で使用されている「CCSBT蓄養場シリアル番号」に関する問題点

CCSBT蓄養場シリアル番号は修正され、それぞれの蓄養場は単一の5桁の番号となり、ある特定の蓄養場の各リリースに対しては同一のシリアル番号が付与される。

(8) CCSBT許可蓄養場記録における「蓄養能力」の定義（すなわち、活け込み収容力なのか、生産能力なのか）

許可蓄養場記録に関する決議のパラグラフ2、ポイント5については、以下のとおり修正することが合意された。

「蓄養開始時における蓄養場の活け込み収容力能力（トン数）」

(9) 今回の会議に再検討事項として付された、2009年遵守委員会別紙4からの項目（蓄養活け込み様式の運用、及び人工ふ化SBTのCDS対象化に関するオプションの選択）

(i) 蓄養活け込み様式 (FSF) の運用に関する選択肢

FSFの運用については、CDSの全体的なレビューを行う際にCDSの他のセクションとともにレビューすることを条件として、現在の方法を継続すべきことが勧告された。

(ii) CDSに人工ふ化SBTを含めることについて

オーストラリアは、漁獲モニタリング様式の漁獲/収穫の部に「人工ふ化SBT」という名称の「チェック欄」を追加するとともに、漁獲モニタリング様式に人工ふ化場の名称も記録すべきことを勧告した。

事務局は、閉会期間中に検討し合意できるよう、かかる修正を反映させた様式を作成する。

(11) 標識装着したSBTに関する情報を輸入業者へ提供することの要請

この課題に関する勧告は、合意されていない。

(12) CDSに関する南アフリカの寄港国措置案

(i) CDS決議のパラグラフ5.6で規定されているとおり転載等のためにSBTを受け入れる前に文書の完了を要求すること、及び外国港での確認に伴う困難を解消すること

この課題に関する勧告は、合意されていないが、メンバーは寄港国による監視を促進するための現行の二国間協議に留意した。

(ii) 外国船による港内転載について、寄港国が検証することをCDSの要件とするか否か

寄港国による転載の検証を要件とする必要はないと考えられた。他方、CDS決議5.2は、CDS文書の確認権限の委任について規定しており、このような委任には寄港国の政府職員も含まれ得ることが留意された。

(14) データの質についての規則

事務局は、様式ごとのわずかな差異（重量の差異が2.5%未満など）については、関連するメンバー/CNMに説明/検証を求めるために連絡を取ることなしに、許容しそのまま処理すべきことが合意された。しかしながら、そのような差異に関する体系的なバイアス（例えば、重量が一貫して重くなっているのか、又は軽くなっているのか）は、すべて特定され、報告されるべきである。

また、2010年の残りの期間及び2011年の初期において、事務局は、事務局のエラーチェックルーチンの微調整、及び問題となったCDS様式についてさらなる調査を進めるために関連するメンバー/CNMに連絡を取るべき差異のレベルの微調整を行うことも合意された。この作業の結果は、CC6に報告すべきであり、またこれは、CDSデータの完全性を確保するための基準及び手続きの一部を構成すべきである。

(16) 漁獲モニタリング様式 (CMF) の写しを再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF) に添付して提出することを許可する必要性

作業部会は、REEF の記入要領の第 2 パラグラフを以下のとおり修正すべきことを勧告した。

「さらに、輸出する SBT について、関連する漁獲モニタリング様式の写し及び事前に発行された再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF) の写しを添付しなければならない。」

(19) 特定の情報入手に関して、協力的非加盟国が対象外となっていること

CDS 決議パラグラフ 5.4 を以下のとおり修正すべきことが合意された。

「5.4 事務局長は、5.3 に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバー及び協力的非加盟国に提供し、変更については遅滞なく回章する。」

このパラグラフは、この文書の課題「2」に関する議論の結果に応じて、CDS に協力するその他の国/漁業主体を含むべく更に修正される。

そして、パラグラフ 6.3 も同様に修正されるべきである。

「6.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間のものについては翌年 6 月 1 日までに、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間のものについては同年 12 月 1 日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添 3 に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。」

(20) REEF 上の文書番号を事前に印刷する要件について (日本提案)

CC4 における CDS 技術的作業部会は、以下の「1.」及び「2.」の規定のとおり、様式のナンバリング・システムを設けることに合意した。今回の作業部会は、このナンバリング・システムに、以下のように 3. を追加すべきことに合意した。

「様式のナンバリング・システムについて；

1. 標準的なナンバリング・システムは、2 文字のコード、それに続く 2 文字の国際的国別コード、そして 2 桁の年、最後にそれぞれのメンバー又は協力的非加盟国が指定した書式に基づく固有の様式番号から構成される。
2. 様式には予め様式番号を印刷しておくべきであるが、2 桁の年については手書きで書き込めるよう予め様式番号に余白を設けて印刷しておくことができる。
3. 政府職員が SBT 再輸出/国内製品水揚げ後の輸出の申請を審査する際に、REEF に直接番号を割り当てる場合においては、事前に REEF に様式番号を印刷する必要はない。」

(21) CDS の運用を合理化するための機会

作業部会は、CDS の運用に関して効率的な方法を探求することが望ましいこと、及び電子的 CDS が有望な手段であること、に合意した。メンバーは、何らかの決定をする前に電子的 CDS の費用便益分析を確認したいとした。さらに、CDS が未だ改善されている間は、そのような分析はできる限り来年に延ばすべきではないかという意見があった。

(22) 漁獲モニタリング様式に船舶の追加を認めることについて

この課題に関する勧告は、合意されていない。

人工ふ化みなみまぐろ（SBT）が市場に出回る可能性
に関するオーストラリアの説明

漁獲証明制度（CDS）の様式は、現時点では人工ふ化魚の可能性に対応するものになっていない。人工ふ化魚が市場に出回ることとなった場合には、オーストラリアは、然るべき権限を与えられたオーストラリア政府職員が、当該製品は人工ふ化由来であることを示した書簡を、必ず漁獲モニタリング様式（CMF）に添付することとする。

標識装着、関連する様式作成及び確認の実施を含むすべての面において、CDSに関する手続きが遵守されることとなる。

CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則

1. CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. 表 1 において特定され、かつ CCSBT 又はその事務局及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、この手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. 第 1 パラグラフの規定にかかわらず、データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に公表することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者¹及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会²及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) 条約及び委員会が採択した保存管理措置その他関連決議に適合する[公海における]遵守活動のためのデータ。ただし、第 21 パラグラフに従うことを条件とする。
 - (d) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CNM が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CNM が当該デー

¹ 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者とは、事務局長によって任用され、事務局長に対して責務を負う事務局の職員及び契約職員を言う。

² 委員会の役職とは、委員会によって任用され、委員会のために特別な任務を遂行し、委員会に対して当該任務に関する責務を負う者を言う（例：独立議長、科学諮問パネル）。

³ これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CNM は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者又は彼らの代理となる契約職員は、現実的に可能な限り適時にデータを公表しなければならない。

2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 に含まれるリスク区分の手法に従って、特に、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 にある機密性リスク区分に基づいて、公有データ又は非公開データのいずれかに決定される。

3. 公有データの伝達

9. 第 10 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
10. 公にされるデータは、いかなる船舶、団体又は個人の活動も明らかにせず、又それらを特定しないものとする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする：(a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び/又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データの出典を明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

4. 非公開データの伝達

4.1 非公開データの定義

13. 第 9 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。ただし、拡大委員会の決定に従うことを条件とする。

4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのすべてのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づいてのみ許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。
15. CCSBT 事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び公表について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は公表されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び与えられた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 第 3 及び第 4 パラグラフに基づき事務局長が正式に許可する CCSBT 事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれの CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについては CCSBT データ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバー又は CMN から文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

4.4 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバー及び CMN は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CMN が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「低」とされている場合にあつては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CMN が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CMN は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
18. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば 2 名）の代表者⁴を事務局に通知するものとする。当該通

⁴ 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。「低リスク」に区分されたデータに関しては、CCSBT ウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡する

知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT 事務局は、当該権限を有する代表者リストを保持する。拡大委員会のメンバー及びCMN並びに事務局は、メンバー及びCMNの代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。

19. 拡大委員会のメンバー及び CMN の代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、また CCSBT データ安全性基準に適合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
21. [公海における]遵守活動を目的とする場合、拡大委員会は、非公開データへのアクセス及びその伝達に関する手続規則を別途採択する。
22. [VMS データは、第 21 パラグラフに規定される他の手続規則に従うことを条件として、科学的な目的のために利用可能となる。]
23. 拡大委員会のメンバー及び CMN による非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙 2 にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。
25. 拡大委員会へのデータ提供義務を 2 年間連続して履行しなかったメンバー又は CMN は、かかる義務が履行されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第 18 及び第 19 パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバー又は CMN の代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

4.5 他の地域漁業管理機関とのデータ交換

27. 委員会が他の地域漁業管理機関（RFMO）又はそれ以外の機関とのデータ交換に関する取決めを実施するときは、当該取決めにおいて、当該他の RFM は互恵的な形で同等のデータを提供すること及び提供されたデータを CCSBT データ安全性基準と適合する形で保持することとする要請を含まなければならない。交換可能なデータは、リスク区分が「リスクなし」又は「低リスク」のものとする。よりリスクの高い区分のデータに関しては、拡大委員会による特別な承認を得た後においてのみ、共有のための検討が可能となる。事務局長は、毎年の年次会合において、他の RFMO とのデータ交換に関する取決めの写し、及び過去 12 か月の間に当該取決めに基づいて行われたデータ交換の概要を提供する。

4.5 その他の状況における非公開データの伝達

26. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNが、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者⁵に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的

ことで処理できる。「中」又は「高」リスクに区分されたデータについては、別紙 2 の手続きに従わなければならない。

⁵ 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

27. 非加盟国による非公開データへのアクセスに関する条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバー又は CMN がその都度判断するものとする。当該メンバー又は CMN の自由裁量により、その際の要件は別紙 2 に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

4.6 不可抗力

28. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

5. 定期的レビュー

29. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則、補助的文書、並びに第 21 パラグラフ及び第 22 パラグラフの規則及び手続きを定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。
30. 表 1 に規定されていないデータの提供について検討するときは、拡大委員会又はその補助機関は、当該データについて表 1 に規定するための適切なリスク区分を検討しなければならない。

6. 最終条項

31. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。

表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて、拡大委員会のメンバーによる休会期間中の合意を含め、拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分⁶に適用される：

- 「リスクなし」：公表可能で、CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、メンバー及び CNM は、特定の承認なしに入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

情報の種類	リスク区分
漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数	リスクなし
漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数 ⁷	リスクなし
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ — 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。	リスクなし
CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録	リスクなし
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	リスクなし
生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）	リスクなし ⁸ – 低
生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、遺伝学的データ、同位体 N15/C14）	低
通常型標識データ	リスクなし ⁹ – 低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計 SBT 漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された SBT 以外の種の集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	中
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	低
旗国別の毎月の漁獲量報告	低
権限を有する CDS 確認者	低 ¹⁰

⁶ 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

⁷ 現在この情報は存在しないが、CDS が 12 か月間実施された時点で利用可能になる。

⁸ サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに十分な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

⁹ CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

情報の種類	リスク区分
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	中
はえ縄の1度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし ¹¹ 。	中
転載船積送品	中
認定転載オブザーバーの人事に関する事項	中
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	中
蓄養に関する成長率及び標識放流データ	高
蓄養場における移送の際のステレオビデオカメラ観察に基づく SBT 個別別の体長データ	高
操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ ¹²	高
上記の生物学データ以外の集計科学オブザーバー・データ。海鳥、亀、海洋ほ乳類を含む。	中
上記の生物学データ以外の操業レベルの科学オブザーバー・データ	高

¹⁰ CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

¹¹ 毎年のデータ交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

¹² この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

情報の種類	注釈
CCSBT 船舶及び蓄養場の記録	SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。
その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴	オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。
海況気象データ	これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	航空調査（科学及び商業探索の両方）SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。
生物学的データ	生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、遺伝学的データ、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。
通常型標識データ	通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESCが生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す ¹³ 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。
旗国別の毎月の漁獲量報告	メンバー及び CNM が、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	メンバー及び CNM が、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社のその漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。
操業レベルの漁獲量・努力量データ	漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、操業ごとの非集計データ。
電子標識データ	詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。
認定検査官の人事に関する事項	個人名が特定される場合、リスク区分は高となる。
違反及び侵害の詳細	調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。
経済・社会的データ	現在リスク区分を行うための十分な情報がない。

¹³データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下この別紙において、非公表データを「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)¹⁴から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してもよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回することができる。

1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバー又はCNMが承認した者（これについても、以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分¹⁵、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認された者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

¹⁴ 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

¹⁵ 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続きが確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
 - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造¹⁶ 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
 - 保護区域への侵入を感知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者感知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする¹⁵：
 - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
 - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
 - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
 - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上の）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
 - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。
- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。

¹⁶ 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード¹⁷を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
 - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
 - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
 - パスワードの再利用を認めない；
 - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
 - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
 - ログオンの失敗は3回を限度とし、特定の許可を得ない限りそれ以降のログオンは拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー¹⁸を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局から、データ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア¹⁹に、データを提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。
- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、

¹⁷ 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

¹⁸ 又は同等の措置。

¹⁹ データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセスが許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP 等）があり、無料のもの（TrueCrypt 等）もある。

- 60 分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

DRAFT

非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は、適時に行うものとする。
2. 次に該当する場合においては、CCSBT のメンバー及び CNM は、データへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
 - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
 - アクセスを求めているメンバー又は CNM が、該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする²⁰。拡大委員会のメンバー又は CNM が条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。さらに、アクセスを要請するメンバー又は CNM は、以下の事項を遵守するものとする：
 - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
 - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
 - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバー又は CNM が第 17 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバー又は CNM に記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を当該メンバー又は CNM から得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバー及び CNM が最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。

²⁰ メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。

8. 拡大委員会のメンバー及び CNM による非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

DRAFT

CCSBT データ要請書

1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種類及びデータの種類に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること¹⁵；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに関示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 25 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバー又は CNM の非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもってこの契約を解除することができる。